官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件（厚生労働一九二）　一
○保安林の指定をする件
（農林水産五三三～五五六）　四
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがに北海道南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同五五七）　五
○道路に関する件
（東北地方整備局七八）　五
○道路に関する件
（関東地方整備局一六二、一六三）　五
○都市計画に関する件
（同一六四、一六五）　五
○道路に関する件
（北海道開発局三三～三五）　五
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣　六
〔官庁報告〕
法務　六
公証人任免（法務省）　六
労働　六
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中部運輸局最低賃金公示二）　七
〔公告〕
諸事項　七
官庁
特定保険募集人の所在の確知等関係　七
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　三〇

その他告示

○厚生労働省告示第百九十二号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四条第一項第二号の規定により、次に掲げるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者については、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）を適用しないことを承認したので告示する。

令和八年四月九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　千葉県競馬組合

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市下大川内字内平三四六三の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字藤ヶ段六四三二の一二、字宇都山六五三六の一、字下瀧六八七五の一、字城戸口六九四四の一、字後平六九九九の三、字漆ヶ段七〇三〇の二、字内木場七二〇一の五、字梨木平七五九二の一、七五九四の二、字徳沸七八六七の一、七八七〇の三、字六郎木七九〇七の一、字黒葛迫八〇二一の二、八〇二五の五、字片野八一四四の二、八一四九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市城上町字谷ノ元七七七八、七七七八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市青山町字滝下五二〇五の一、五二〇五の五、都町字青山六九六七の一〇九、六九七七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市城上町字丸畑九一二五の一、九一二七、九一四二の一、九一四三の二、九一四四の三、九一四五の一、九一四八の四、九一四九、九一八七、九一九一、字獺越九二〇四、九二一五、九二二〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市陽成町字登尾八三四二、八三四三の四、八三四四の一、八三四四の三、八三五二の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市城上町字柳迫二六〇七、二六二四の一、二六二四の二、二六四六、二六四六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市田海町字冷水ヶ迫四二三九の一、字上石踊四三〇九、字銭塚四三四〇から四三四二まで、四三四三の一、四三四三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市祓川町四五八三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町富山字下牧一二九三の一、一二九五の一、一二九五の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道釧路市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字告字津吹二八二の五、二九五の三から二九五の五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字津吹二八二の五・二九五の四・二九五の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木字丸岡三一〇の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸岡三一〇の一九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字湯浦字湯治二の三二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市深川字ツツジ八三三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ツツジ八三三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丁字平野一〇九三の二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平野一〇九三の二一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県倉吉市立見字屋敷二四三、二四四、字宮ノ平ル三五二の一、字湯ノ谷五〇六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県大崎市鳴子温泉字古戸前一二八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市一迫字嶋躰鰻沢三〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市本庄字ハンザケ谷一五一三の二、一五一三の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町蚊家字高日名二七八六の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字赤岩字広池一〇四八の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田字大畑三〇二九、三〇三〇、三〇三三、三〇三四、三〇八八から三〇九一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び吉岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○農林水産省告示第五百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市上米内字畑井野一〇四の六・一〇四の三〇・一〇四の四一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑井野一〇四の五（次の図に示す部分に限る。）、一〇四の六、一〇四の三〇、一〇四の四一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第九　（略）

第十　まだら北海道太平洋

一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

27,100トン

二・三　（略）

第十一　（略）

○東北地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
山形県西置賜郡小国町大字玉川時沢沢九六二の一から同町大字松岡字中段六二〇〇番六まで	前 A	九・五〇～一〇二・六五	一一・一〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B・A	九・五〇～一〇二・六五 一二・六四～一五五・九九	一一・一〇〇 七・二一七	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
上田市上塩尻字横堰一七〇番三から千曲市大字粟佐字子新田三二一番一まで	前 A	九・〇〇～一〇三・〇〇	一八・二三五	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B・E	一八・七〇～二二六・〇〇	八・九〇六	
	前 B・E	一八・七〇～二二六・〇〇	二・八一七	
	後 C	二八・〇〇～六八・〇〇	二・一五〇	
	前 C	二八・〇〇～一五三・五〇		
	後 A	九・〇〇～一〇三・〇〇	一八・二三五	
	前 A	九・〇〇～一〇三・〇〇	一八・二三五	
	後 B・E	一八・七〇～二二六・〇〇	八・九〇六	
	後 C	二八・〇〇～六八・〇〇	二・八一七	
	後 D	二八・〇〇～一五三・五〇	二・一五〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第九　（略）

第十　まだら北海道太平洋

一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

24,100トン

二・三　（略）

第十一　（略）

○関東地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県埴科郡坂城町大字南条字下河原七五八一番一六から同町大字上平字小網二三七七番六九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月九日

○関東地方整備局告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　日光都市計画道路事業三・四・十一号赤間々今中線、三・四・十二号今中森友線及び三・三・三号豊田吉沢線

三　事業施行期間　自令和八年四月九日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　栃木県日光市今市及び日光市荊沢地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和四年関東地方整備局告示第百七十八号宇都宮都市計画道路事業三・三・九百一号おもちゃのまち下古山線

三　事業施行期間　自令和四年四月八日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和四年関東地方整備局告示第百七十八号の事業地のうち栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美及びおもちゃのまち一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十五号及び二百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道新冠郡新冠町字東町一三番三六から同町字本町一〇一番三まで	前	一五・二一～四二・四二	〇・六二三
	後	一九・一八～五三・六七	〇・六二三

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道勇払郡むかわ町花園二丁目一一二番から同町花園二丁目一一四番二まで	前	六四・六メートル
	後	六八～六五・七八〇・〇二九キロメートル
	前	六四・八メートル
	後	八五～七八・〇五〇・〇二九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道磯谷郡蘭越町字田下一五六番六地先から同町字田下一五六番五まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道虻田郡ニセコ町字元町七七番一一地内	〃

供用開始の期日　令和八年四月九日

国会事項

衆議院

予算送付通知書受領

四月七日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和八年度一般会計予算
令和八年度特別会計予算
令和八年度政府関係機関予算

通知書受領

四月七日関口参議院議長から森議長宛、参議院は政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

政治資金適正化委員会委員
野々上　尚　秋山修一郎　片山　泰宏
大泉　淳一　森田　祐司

議案提出

四月七日内閣から提出した議案は次のとおりである。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案
学校教育法等の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月七日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和八年度一般会計予算
令和八年度特別会計予算
令和八年度政府関係機関予算

答弁書受領

四月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出政治資金規正法に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領（予備審査）

四月七日内閣から次の議案が送付された。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）
学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

議決通知

四月七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計予算
令和八年度特別会計予算
令和八年度政府関係機関予算

また、同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

政治資金適正化委員会委員
野々上　尚　秋山修一郎　片山　泰宏
大泉　淳一　森田　祐司

報告書提出

四月七日委員長から次の報告書を提出した。

令和八年度一般会計予算、令和八年度特別会計予算及び令和八年度政府関係機関予算審査報告書

予算送付及び通知

四月七日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計予算
令和八年度特別会計予算
令和八年度政府関係機関予算

辞令

参議院参事
庶務部議員課調査研究広報滞在費担当室長を命ずる（四月八日）　加藤　誉憲

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程は、四月七日次のとおり議決された。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。

「千二百十三人」を「千二百二十二人」に改める。

附　則

1　この規程は、令和八年四月七日から施行し、改正後の参議院事務局職員定員規程の規定は、同月一日から適用する。

2　この規程による改正後の参議院事務局職員定員規程本則の規定にかかわらず、本則に規定する定員は、令和八年十一月三十日までの間は、千二百二十人とする。

人事異動

内閣

（大阪簡易裁判所判事・大阪地方裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　松永　栄治

判事兼簡易裁判所判事に任命する（大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　横田　典子

簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上四月七日）

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人**北原**一夫は願により公証人を免ぜられた。

坂本佳胤は公証人に任命され、東京法務局所属公証人**北原**一夫の後任を命ぜられた。（以上三月二十四日）

名古屋法務局所属公証人佐藤真弘は願により公証人を免ぜられた。

加島滋人は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人佐藤真弘の後任を命ぜられた。

金沢地方法務局所属公証人石原寿記は願により公証人を免ぜられた。

鏑木伸生は公証人に任命され、金沢地方法務局所属公証人石原寿記の後任を命ぜられた。（以上三月三十日）

東京法務局所属公証人金子武志は願により公証人を免ぜられた。

河田泰常は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人谷山哲也の後任を命ぜられた。

大阪法務局所属公証人大野直樹は願により公証人を免ぜられた。

岡山地方法務局所属公証人吉波佳希は願により公証人を免ぜられた。

井上一成は公証人に任命され、岡山地方法務局所属公証人吉波佳希の後任を命ぜられた。（以上三月三十一日）（法務省）

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）及び中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年４月９日

中部運輸局長　神谷　昌文

１．中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「271,450円」を「284,950円」に、「255,000円」を「268,500円」に、「213,050円」を「228,050円」に、「203,750円」を「218,750円」に改める。

２．中部海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,700円」を「275,100円」に、「202,450円」を「213,250円」に改める。

３．中部漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「224,000円」を「235,000円」に改める。

４．中部漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「226,000円」を「236,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年５月９日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２１０４号
東京都葛飾区水元３丁目14番15号
清算株式会社　株式会社八潮管財
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第８号
岡山市北区吉宗688番地４
清算株式会社　株式会社プログレッソ
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１９号
徳島県吉野川市山川町川田198番地
清算株式会社　株式会社**吉**田商店
１　決定年月日　令和８年３月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２１号
徳島市南島田町３丁目68番地１
清算株式会社　株式会社ＭＴ商事
１　決定年月日　令和８年３月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１１号
香川県高松市川島本町420番地２
清算株式会社　株式会社多田会館
１　決定年月日　令和８年３月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第６号
大分市大字佐野744番地の１
清算株式会社　佐野工業株式会社
１　決定年月日　令和８年３月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

令和７年（ヒ）第２号
鹿児島県霧島市国分下井2988番地
清算株式会社　株式会社稲満会
１　決定年月日　令和８年３月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所加治木支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０８２号
東京都中央区日本橋富沢町９番10号稲村ビル７階
清算株式会社　株式会社エステーホーム
代表清算人　島村　　勉
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、一切の利息及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。
第２　協定債権額の確認
清算株式会社及び協定債権者は、本債権者集会時における各協定債権者の協定債権額（ただし、特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金を除く）が別紙記載のとおりであることを確認する。
第３　協定債権の弁済
１　一般協定債権の定義
一般協定債権とは、協定債権のうち優先協定債権に該当しないものをいう。
２　優先協定債権の定義
優先協定債権とは、協定債権のうち三井ホームエンジニアリング株式会社(以下「優先協定債権者」という。)が清算株式会社に対して有する債権をいう。
３　優先協定債権の弁済
清算株式会社は、優先協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済原資として、優先協定債権の全額を弁済する。
４　一般協定債権の弁済
清算株式会社は、各一般協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定し、清算株式会社が全財産の換価が終了した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済原資として各一般協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に按分して弁済する。
５　免除
各協定債権者は、前２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
６　追加弁済
第３項及び第４項の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各一般協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
７　債権の移転時の取扱い
本債権者集会日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
(別紙省略)
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目16番12号
清算株式会社　株式会社ＡＳＭ管理
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権(以下「協定債権」という。)は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権(公租公課等)、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取り扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
(別表省略)
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目16番12号
清算株式会社　明日香食品株式会社
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権(以下「協定債権」という。)は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権(公租公課等)、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取り扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
(別表省略)
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第３号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目16番12号
清算株式会社　株式会社モンマルシェ商事
１　決定年月日　令和８年３月27日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権(以下「協定債権」という。)は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権(公租公課等)、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。

第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
　一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
　協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
　この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取り扱い
　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
（別表省略）

神戸地方裁判所尼崎支部

再生手続開始

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生手続開始

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

（甲）合同会社カーリー

代表社員　小口　裕太

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二階

（乙）合同会社ナマギーリ

代表社員　小口　裕太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一一九頁（号外第五十四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月九日

大阪府池田市神田四丁目一番四号

（甲）ライム株式会社

代表取締役　村井　安一

滋賀県湖南市下田四一七三番一五

（乙）有限会社竜王建設

代表取締役　村井　朝一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、各社の社員総会の承認決議は令和八年五月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

熊本市中央区新屋敷三丁目四番一三号

（甲）合同会社ＬＡＭＢＯ

代表社員　大塚　修央

熊本市中央区新屋敷三丁目四番一三号

（乙）合同会社Ｅａｒｎｅｓｔ

代表社員　大塚　修央

熊本市中央区新屋敷三丁目四番一三号

（丙）合同会社ＢＬＥＳＳ

代表社員　大塚　修央

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

（甲）㈱キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号

（乙）合同会社ＡＩ会計推進部

代表社員　塩野　裕己

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の産業廃棄物の処分業及び収集運搬業並びにそれらに付随する事業を除くすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月九日

愛知県知多郡武豊町字平井五丁目五五番地

（甲）株式会社五常相建

代表取締役　相川　政則

愛知県知多郡武豊町字平井五丁目五五番地

（乙）有限会社五常相建

代表取締役　相川　政則

新設分割公告

当法人は、新設分割により新設する医療法人藍岐会（住所岐阜県岐阜市鹿島町三丁目四番地一）に対して当法人の江崎医院及びすみれ医院が診療所として行っている業務に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

名古屋市西区浅間一丁目一番四号伊藤ビル二Ｆ

医療法人リリア会

理事長　丹羽　靖浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

群馬県沼田市戸鹿野町八二九番地四

合同会社ブレワン

代表社員　戸澤　辰也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

東京都江東区枝川二丁目六番一五号コート・ファミリア一〇四

合同会社Ａｂｕｎｄａｎｃｅ

代表社員　桂田　洸平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社ＡＩパートナーズとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

東京都渋谷区広尾一丁目二番地一号ヒカリビル四階

合同会社ＤｅｌｉｇｈｔＣｏｒｅ

代表社員　田邉　翔平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

東京都大田区西蒲田七丁目一二番一二号ニックハイム西蒲田一〇五

ｍプレミアム合同会社

代表社員　袴田　龍太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

東京都渋谷区広尾一丁目八番九号

ユニエステート合同会社

代表社員　片山　智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

沖縄県宮古島市城辺字福里六二七番地四

合同会社基商

代表社員　藤原　雅弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月九日

宮城県仙台市泉区松森字台二二番地の一

有限会社カム・アソシエイツ

代表取締役　千葉　光江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百五十万一千二百円減少し九百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月九日

東京都千代田区神田和泉町一番地六―一六

株式会社ＺＥＫＫＥＩ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

代表取締役　河村　悠太

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年五月二十九日を効力発生日とする株式会社鹿角緑地との株式交換（以下「本株式交換」）により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は、同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、この資本準備金の額の減少は、取締役により決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況ですが、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月九日

秋田県鹿角市花輪字柴内太田谷地十一番地二

株式会社ＫＵＲＩＨＡＳＨＩホールディングス

代表取締役　栗橋　竹弘

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十七日を効力発生日とする株式会社アヤラ産業との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月九日

栃木県那須烏山市田野倉七七九番地一

株式会社ＡＹＡＬＡホールディングス

代表取締役　中村　恵之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億九千三百二十二万七千四百五十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年四月九日

東京都港区六本木七丁目七番七号

株式会社ケイファーマ

代表取締役　福島　弘明

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日に効力発生した株式会社トゥースリーとの株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月九日

静岡市駿河区敷地二丁目二六番二八号

２３ホールディングス株式会社

代表取締役　海野　洋平

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とするエッカ石油株式会社との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　七十六頁（号外第七十八号）

令和八年四月九日

沖縄県浦添市牧港五丁目三番二号

株式会社ＥＧＭ

代表取締役　上地　啓太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mti.co.jp/koukoku

令和八年四月九日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社イーグル

代表取締役　吉田　旭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億円、資本準備金の額を十五億一千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月九日

大阪市中央区内平野町二丁目二番七号

昭和エンジ・ホールディングス株式会社

代表取締役　家路　圭一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年五月十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年四月九日

東京都多摩市鶴牧一丁目一番地一四コー

ジィーコート二Ｆ一　株式会社テクサー

代表取締役　朱　　強

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月九日

埼玉県富士見市大字鶴馬二六〇八番地七

株式会社渡辺住研

代表取締役　渡邉　毅人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します

令和八年四月九日

東京都品川区大崎一丁目二〇番一六号

株式会社ジー・ミックス

代表取締役　髙橋　実里

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月九日

東京都渋谷区猿楽町一八番一二号

株式会社山田平安堂

代表取締役　山田　健太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月九日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

大谷開発株式会社

代表取締役　大谷　裕子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月九日

東京都新宿区新宿二丁目一八番五号

株式会社コーシン・ハウスケアリング

代表取締役　池谷　成海

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十三億三千五百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0112/index.html

令和八年四月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｅａｇｌｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇ特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

債権申出の催告（第一回）

当会規約型企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当会規約型企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年四月九日

山形県鶴岡市下山添字庄南一番地二

櫛引農村工業農業協同組合連合会規約型

確定給付企業年金

清算人　遠藤　正之

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

石川県羽咋市寺家町レ三七番地九

ＥＩＺＯエムエス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

千田　武詩

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年三月十一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月九日

新潟県新潟市東区紫竹七丁目一二番一号

株式会社キューピット

規約型確定給付企業年金清算人　若槻　良宏

取消公告

令和七年七月二十五日（号外第一七〇号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、吸収分割公告のみを取消します。

令和八年四月九日

大阪市北区西天満四丁目一番二三号

（甲）株式会社ＩＳＥＩＫＡＩ

代表取締役　谷　　信幸

大阪市北区西天満四丁目一番二三号

（乙）インテリジェントヘルスケア株式会社

代表取締役　谷　　信幸